地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年4月10日

横浜市契約事務受任者 横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要 給食室シャッター改修工事
- 2 履行(納品)場所 神奈川区六角橋二丁目34番19号 横浜市立神橋小学校
- 3 契約日 令和6年2月21日
- 4 履行日又は履行期間令和6年2月21日から令和6年3月31日
- 5 契約金額 508,200 円
- 契約の相手方(名称及び所在)横浜市旭区上川井町2448番地13株式会社 京浜エクステリア販売
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由 給食室電動シャッターが故障し、落下の危険性があることと、給食調理の衛生上適切 でないことから、早急に修繕をする必要があったため。
- 8 契約の相手方の選定理由 有資格者名簿に登録のある業者であり、速やかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管課 横浜市立神橋小学校